

多摩子ども劇場における新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル

2020年6月1日

多摩子ども劇場理事会決定

2020年6月21日改正

1 位置付け

- ・本マニュアルは、特定非営利活動法人多摩子ども劇場（以下「本法人」という。）の理事会が定め、必要に応じてホームページ等で公表する。
- ・本マニュアルは、新型コロナウイルス（以下「新型コロナ」という。）に関する最新の科学的な知見、政府、東京都及び多摩市等の最新の対処方針や関係機関のガイドライン等を常に参照して、必要に応じて改訂する。

2 会員等の対応

- ・会員は、自身又は同居の家族が、発熱等、新型コロナ感染の疑いがある場合又は濃厚接触者である場合（以下「感染疑い等の場合」という。）には、事務所に立ち入らない。同様に、会員以外の者に対しても、感染疑い等の場合には事務所を訪れないよう協力をお願いする。
- ・理事（理事長又は副理事長を含む。）は、新型コロナに感染した場合又は濃厚接触者になった場合には、速やかに理事長又は副理事長にその旨を連絡する。

3 本会が実施する事業、イベント、受託事業における感染拡大防止策

(1) 全体事項

- ・本会や本会の組織（サークル等）が実施する事業やイベント、受託事業（以下「事業」という。）において、公共施設等を使用する場合にその施設に感染拡大防止マニュアルがある場合、又は、公共施設管理者等関係者と共同で感染拡大防止マニュアルを作成した場合には、それらのマニュアルに基づき感染拡大防止に努める。
- ・会員は、感染疑い等の場合には、事業に参加しない。
- ・事業の責任者は、スタッフ及び参加者（以下「参加者等」という。）の氏名及び連絡先を把握するよう努める。これは参加者等に感染者が発生した場合にその旨を他の参加者等に連絡するためである。この連絡目的で収集した個人情報は1か月経過後、1週間以内に情報を復元できない方法で廃棄する。

(2) 具体的な対応

ア 事業では次のとおりとする。

- ① 「3密」が生じないように常に配慮する。
- ② スタッフは原則としてマスクを着用し、手洗い又は手指消毒、咳エチケットを心がける。参加者用に手指消毒液を準備する。

- ③ 会場のドアノブ等参加者等が手を触れる可能性が高い箇所を消毒液で適宜拭く。
- ④ 屋内での事業の場合には、特に密閉にならないよう配慮する。
- ⑤ 参加者から感染防止対策の必要性について問われた場合には、丁寧に説明する。
- ⑥ 原則として、飲食の提供を伴う活動はしない。

イ 事業では、参加者に次の協力のお願いをする。

- ① ご自身又は同居のご家族が発熱等、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合又は濃厚接触者の場合には、参加をご遠慮ください。発熱チェックシート（発熱の有無等を把握のため）の記入をお願いします。
- ② マスク着用、手洗い又は手指消毒、咳エチケットを心がけてください。ただし、小学生以下のマスク着用については、保護者の責任でお願いいたします。
- ③ 互いに少なくとも1mの間隔を取るようになしてください。
- ④ 近距離での大声での会話はご遠慮ください。
- ⑤ 連絡先の把握にご協力ください。また、万が一ご参加した事業に感染者が発生した場合には、保健所の調査にご協力ください。

4 細則

- ・本マニュアルを実施するための細則は、必要に応じて理事長が定める。

5 実施の日

- ・本マニュアルは、2020年6月1日から実施する。
- ・2020年6月21日の改正は、同日から実施する。